

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護台帳
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法に係る事務の実施
記録項目	【基本事項】 個人識別符号（基礎年金番号）、個人識別符号（運転免許証の番号）、個人識別符号（個人番号）、個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍 【経歴・成績】 学業・学歴、職業・職歴、資格 【経済状況】 所得・収入、資産状況、納税状況、公的扶助受給、口座番号等 【心身状況】 写真・肖像 【生活状況】 家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、社会的活動、団体加入状況、 【要配慮個人情報】 信条、社会的身分、病歴、心身機能の障害、健康診断等の結果、保健指導・診療調剤情報、犯罪経歴、犯罪被害情報、刑事事件手続
記録範囲	生活保護被保護者及び扶養義務者
記録情報の収集方法	【本人】 本人からの申告書で収集 【本人以外】 実施機関内からの収集 （総務部税務課、収納課、市民部市民課 子ども健康部こども家庭センター、幼児課 健康推進課、都市整備部市営住宅課 福祉保険部障がい福祉課、長寿福祉課 保険年金課、介護保険課） 他の実施機関からの収集 （教育委員会学校教育課）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	実施機関内 （総務部税務課、収納課、市民部市民課 子ども健康部こども家庭センター、幼児課 健康推進課、都市整備部市営住宅課 福祉保険部障がい福祉課、長寿福祉課 保険年金課、介護保険課） 他の実施機関 （教育委員会学校教育課）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部福祉政策課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-

個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	-

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	要支援者の避難支援、安否確認、その他の災害から保護するため。
記録項目	氏名、住民番号、世帯番号、性別、生年月日、住所、自治会名、民生委員名 要介護度、身体区分、障害者区分、身体障害者手帳番号、身体障害部位、身体障害種別、身体障害等級、知的障害程度 世帯構成、電話番号、緊急連絡先、避難経路 かかりつけ医・担当ケアマネージャー・相談支援専門員等
記録範囲	近江八幡市避難行動要支援者支援制度実施要綱 第2条第1項に定めた対象者
記録情報の収集方法	本人もしくはその家族等から申請書で収集 障がい福祉課、介護保険課から目的外利用申請で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	危機管理課 安土未来づくり課 自治会長 地区担当の民生委員児童委員 自主防災組織
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部福祉政策課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—